

コモン・ロー史／コモン・ロー裁判制度史のふたつの史料

北野かほる

1. イギリス法史のいくつかの焦点

・概観

イギリス法制史には基本的に二つのアプローチがあると言われてきた。ひとつは歴史学系の、いまひとつは法学系のアプローチである。すくなくとも 20 世紀までのイギリスで、これらによる研究は、基本的に、相互に独立して、異なる手法で、営まれてきた。

a. 歴史学系アプローチ

1 憲政史（～行政史）

歴史学系のアプローチの代表的なものが、いわゆる憲政史 **Constitutional History** である*a。20 世紀後期以降、典型的にこのアプローチをとる研究は著しく衰退した。議会史研究が、かつて憲政史の中核であったことを知るひとは少ない*b、c。

*a 典型としては、スタッブズを代表とするかつてのホイッグ史観による、イギリス国民の政治史とでもいうべきものを挙げることができる。

*b ただし、全体としての議会史史料の刊行そのものは継続的に行われている。さらに、21 世紀に入り、中世議会史についてある程度再興のきざしが見られる。1980 年代からの数十年にわたる休止のあとで、遂にホイッグ的な政治事件史的発達史観を脱したものと考えられ、今後が期待できる。

*c 歴史学系のアプローチとして、議会中心史に対する批判と反省から 20 世紀中期に現れてきたものが、行政史（さらには制度史）だが、クライムズやタウトの優れた研究があるものの、これを継承する研究者はほとんど現れていないのが現実である。

2 社会史

20 世紀後期に社会史への関心が増大するとともに、社会史とりわけ地域の人間関係史の史料として、裁判関連の情報を使う傾向が現れた。しかしこの手法は、訴状ないし起訴状に記された人名を拾い出し、そこに記されている不調和から、大幅に推測を交えてかなり強引に人的関係を読むものにとどまる。人間関係を推測するには情報量が少なすぎるため、信頼度はかならずしも高くない。裁判になっているから仲が悪かったはずだという程度の単純すぎる推測など、その最たるものだろう。利害関心のみならず感情的な親疎まで加味した人的関係を理解する情報として、裁判関連史料が適切であるかどうかの検討がまず必要である。いずれにせよ、史料の属性に照らせば、この種の利用法は本来的なものとは言えず、法史研究の角度からみてこの種の利用が法史に新たな識見ないし情報を付加することはまずない。

b. 法学系アプローチ

法学系のアプローチの代表が、いわゆる法史（さらにはコモン・ロー史）**Legal History** である。これは、イギリス法の歴史的特性ともいうべき継続性*d のために、法学者あるいは法曹のあいだでは、法の歴史研究ではなく、現行法の理解のために時間を遡行する手法として用いられてきた。「歴史的な側面を持つ法の学」から、明確に「法の歴史」を分離し

た法学者は、20世紀後期のJ.H.ベイカーであると言ってもいいほどである。ただし、中世イングランド法については、S.F.C.ミルソムという優れた法史研究者がある。

*d 近代法への転換に際して、形態上前近代法からの明確な転換がない。とりわけ、大陸諸国に見られる制定法主義への原理的転換が見られないことによる、前近代法とりわけ判例法の存続と発達が特徴となる。先例主義はその典型と考えていいだろう。

ふたつのアプローチの違いは、研究論文のテーマ、立論の手法、用語、主要な史料から、史料引用方法に至るまで、大幅な違いとなって現れている。*e

*e 顕著なありかたとして、制定法を引用する際の表記法を挙げることができる。たとえば、邦語で言えば、リチャード2世治世第10年第2法（法学的には法律第2号）第5条にあたるものは、(Constitutional) History では、Chapter 5 of the 2nd Statute of the 10th year of the Reign of Richard II (Ch.5, 2nd St. 10th Richard II)となるが、Legal History では、C5 10RichII St2 と表記する。これは、法学的な法律ないし判例の引用の際の略記法に倣ったものである。

・法律と判例

法史に限定して素材を考える場合、主要な情報源形態は、法律（議会制定法および勅令）と判例に分かれる。ただし、行政史および法社会史については、王の書状録や私家文書など、より広範な史料を想定することができる。

a. 法律

制定法にかかわる史料の筆頭に挙げられるものが、制定法録集 Statute Rolls (Statutes of the Realm)と Statutes at Large である。18世紀初頭に編纂された前者は、最初期の法律（と当時考えられたもの）が多数収録されており、現在でも中世に関するかぎり、この分野の主要史料であると言える。後者は前者以降の時期、とりわけ近代の議会制定法を収録したもので、いくつかのシリーズがある。近世以降の法史については重要な史料であるが、中世史に限定すれば、これを用いる必要はほとんどないと言える*f。

*f 補助的に、議会関連の史料として、つぎのふたつを挙げることができる。

1a 議会記録集

長年、制定法録集とほぼ同時期に刊行された Parliament Rolls (RP: Rotuli Parliamentorum ut et Petitiones et Placita)が唯一の刊本史料であったが、近年あらたに、刊本およびCDで、新編纂の中世議会記録集が編纂された (PROM: The Parliamentary Rolls of Medieval England, 2005)。中世史に関しては今後こちらが使われていくと考えられる。

なお後者の編纂に際して、前者には含まれていた議会の請願 Petitions のうち私人提出の請願は含めない方針が採られた。これは、請願研究の進展により、前者に収録されている請願が、議会の請願を網羅したものではなく、編集者により一基準不明なままに一取捨選択されていたことが明らかになったため、請願は、議会に提出されたものとそうでないものを含めて、ひとまとまりの史料として扱うこととして、別史料に編纂されたためである。

1b 古来の請願 Ancient Petitions

イギリスの公文書館には、長年、大量の請願の手書き史料が保管されてきた。これらは、19世紀に、本来の保管の束編成を壊して新たに編纂されたが、そのために、本

来の形態のままであれば得られたであろう情報が失われる結果となったことが、近年の研究によって指摘された。この欠陥はあるものの、長年白黒のマイクロフィルムで写本の写真が出版されているのみで（九州大学が所蔵している）、カタログしか刊行されてこなかった（駒澤大学にはカタログのみがあり、九州大学にはこれからのコピーが所蔵されている）この史料は、現在では、イギリス文書館 The National Archives のデジタル・カタログとして閲覧でき、特別に無料でコピーを取得できるようになっている（SC 8/23）。

2 議事録 Parliamentary Debates

すべての議事の論議が収録された公文書ではなく、議会での論議の主要なものが取捨選択された編纂史料集である。中世に関する部分は、もともとそのような形態の史料ないし記録（議会日誌 journals）が作成されていなかったため、ほとんど収録されていない。そのため、中世に関するかぎり、基本的に、利用価値はほとんどないと言わざるをえない。

b. 判例

ここでは、実際に起きた裁判にかかわる情報を総括して「判例」と呼んでおく。ただし、実際の法史研究では、このように包摂度が高い呼称は、必要性に対応する精密さを欠くものになってしまう。

1 公記録

裁判そのものの記録として、正式記録になっているものが、各種の裁判記録集である。コモン・ローについては、非常に早い時期（およそ 13 世紀）から、政府が正式記録として作成保管してきたものがある。

これらは、The National Archives(TNA:UK)（旧称 Public Record Office:PRO）が所蔵している 1 点ものの史料だが、そのほとんどが閲覧可能である。これらのウェブカタログは TNA のサイトから概観できるほか、一部には刊行カタログがある。また現在では、主要な裁判記録および関連記録が、Anglo American Legal Tradition (AALT)というアメリカの大学の法学研究所のサイトから閲覧できるようになっている（CP40、KB27、C1、E1 ほか）。

2 年書

コモン・ローには、裁判記録とはまったく性格が異なる情報の蓄積がみられた。これが年書 Year Books である。属性は私文書に分類されるもので、正式記録が持つ証明力はない。しかし実際には、これが判例集として活用されたことにより、中世のコモン・ローの展開に、多大な影響を与えた。年書は近世に、まさしく「判例（集）law report(s)」と呼ばれるものに発展する。

年書（とりわけ後の「判例集」）には、一部、エクイティに関する記事も収録されているが、ほとんどは、中央のコモン・ロー裁判所の法廷での討論にかかわる記事（法曹の発言の逐語的筆記）である。

・コモン・ローとエクイティ

コモン・ローは、王の三つの中央裁判所、すなわち、王座裁判所 King's Bench, Curia Coram Rege、人民訴訟裁判所 Common Pleas, Bancum、財務府裁判所 Exchequer, Scaccalium で形

成された裁判例から引き出される法理のことである。これらの裁判所はそれぞれ、記録集作成のしかたに多少の違いがあった**g*。

**g* 裁判所活動全般を含めた史料集としては、王座裁判所および人民訴訟裁判所の作成のしかたのほうが適合している。すなわち、財務府裁判所は、早くから、判決に至ったもの以外は、記録集に掲載しなくなった。しかし実際には、コモン・ロー裁判については、起訴もしくは提訴の数と、審理開始した訴訟の数と、判決に至った訴訟の数に、段階的に明確な違いがある。併せて、各段階をつなぐ多くの裁判所令状手続がある。すくなくとも史料として見るかぎり、これらが含まれていない財務府裁判所記録集の情報の質と量は、他の二者に比べると、圧倒的に劣る。ただし、王座裁判所が扱った正式起訴による刑事裁判については、地方の陪審への起訴は起訴記録集という別の記録集に収録され、そもそも地方の裁判所で審理開始したものは、王座裁判所に移管されて被告人が出廷したものしか収録しなかったから、王座裁判所裁判記録刑事編には、ウェストミンスターが所在したミドルセクスを除き、起訴だけが収録されている例はほとんどない。

起訴記録集・巡回刑事裁判記録集・アサイズ裁判記録集といった、中央のコモン・ロー裁判所記録以外の裁判記録集もまた、上述の AALT で閲覧できる。

コモン・ローを用いるはずの王の裁判所は、地方でも開廷したが、おそらく、近代と同じく、これらの裁判所での審理は、法理を生むものとしては扱われなかった。ただし、近代とは異なり、その理由は、これらの裁判所の制度上の位置づけによるのではなく、中央のコモン・ロー裁判所での論議とちがって、これら地方での開廷の際の論議は、仮にあったとしても、傍聴者がメモを取り、これが年書に収録されるということが起きなかったことによると思われる。

エクイティは、もともと王が各所で受理していた、請願の処理を起源とする裁判に由来する法理である。請願は、はじめ、おもに議会で受理・処理されていたが、のちに、その一部が、王の評議会を経て、大法官府で受理されるようになり、これが大法官による裁判に発展した（他の一部は、議会で、庶民 Commons が受理して法案 Bill として議会に提出する「庶民の請願 Commons' Petition」に発展した）。大法官による大法官府の裁判は、中世にはまだ、個別事案の特殊性を勘案して出される事例ごとの Case by Case 裁定であったため、蓄積によって類型的な法理が導かれるとは考えられていなかったと思われる**h*。

**h* エクイティに分類される大法官の「裁き」にかかわる文書は、相当早い時期（およそ 15 世紀）から、政府が保管してきたものがある。しかし、これが正式記録になったのはいつか、確認できていない。早い時期のものは、大法官宛の請願および関連の証拠文書がばらばらの提出文書のまま適宜まとめられているだけで、訴状にあたる請願の裏面に判決と思われる簡単な文言が記載されていることがあるものの、保管は系統だっただけはおらず、正式記録として浄書され保管された形跡はない。

・判例の扱い

中世に、裁判関連情報はどう扱われていたか。近代判例法の先例拘束性原理のような厳密な了解＝ルールはなかったように思われる。しかし、正式記録には、法的に確定した事実であるという了解（～効力）があり、ここから、正式記録の参照・引用が、確固とした

証明力を備えたものとして、公的にも私的にも、活用されていた。

a. 裁判記録

裁判で、当事者が過去の裁判記録に言及した場合、これを保管する役所に、当該記録の有無ないし内容を照会する手続がとられた。実務上記録を継続的に作成する必要があるところから、コモン・ロー裁判所も、相当長い期間記録集を手許に置いていたと推測できるが、どこに保管されるかは決まっていなかったようである。訴訟当事者（通常は勝訴した訴訟当事者）が、裁判記録の写しを取得することもあったと言われている。写しは私家文書として保管されるため、これが残存していることはめったにない。ただし、訴訟当事者が取得したアサイズ裁判記録をさらに登録した例がある。これらはいずれも、当事者ないし訴訟関係者にかかわる事実の確認を目的とするもので、先例の参照を目的とする行為ではない。

b. 年書

明確な年書の引用のかたちは取らないが、法廷での議論の論拠として、過去の裁判例における論議が言及されることがある。そこでは、何年の裁判例の理論というかたちで、裁判例が法理の淵源として言及されている。こうした議論の記事そのものが、裁判記録ではなく、年書に記載されているところから、おそらく、法曹、および、法曹でない法廷関係者（なかでも書記）は、年書の記事を知悉していて、これをもとに論を展開したものと推測される。もっとも、経験を積んだ法曹は、記憶に頼ることもあったかもしれない。これは、実態として、年書が法源として機能していたことを示唆する。中世後期には、何通りかの年書が作成され、複写されていたのみならず、裁判例の概要を記載した「摘要」abridgment が何通りか作成されるようになっていた。

年書は、近世に、判例集とともに活版印刷されるようになったが、現在では、書写本のみならず、初期の印刷本も残存数が少なく、世界各地に分散して、貴重書として保管されていることが多い。しかし近年、ボストン大学法学部 law school に、これらの年書および摘要から、さらに摘要を作成掲載するウェブサイトができ (BU School of Law, Legal History, The Year Books; <http://www.bu.edu/law/seipp/>)、このウェブ摘要が、現時点では最も汎用性が高い年書史料である。

2. 法理史と制度史

コモン・ローをめぐる歴史研究には、おおまかにみて、つぎのふたつの分野ないしアプローチがあると考えられる。

・法理史と制度史

そもそも法史には、どの地域のどの時代についても、法そのものの内容すなわち法理と、法理がはたらく環境すなわち法制度の、ふたつのアプローチがありうるのかもしれない。しかし、とりわけイギリス史ないしイギリス法史については、このふたつのアプローチが、基本的に相互に連絡がないふたつの学界に分断されたかたちで存在するという特徴が認められる。

その最大の理由は、おそらく、英米法とりわけイギリス法が、歴史的に存在してきた法

を現行法として扱う法系であることによる**i*。

**i* 英米法で law とはとりわけコモン・ローを指すが、これは、時間にかかわりがない法、すなわち、世の初めから未来まで存在するが現時点でそのすべてが知られているとは限らない、全貌を知ることが不可能だが存在を疑うことができない法のことである。この法は、ただ存在するのであって、作られたり廃止されたりすることがない。その意味で、制定すなわち発明されるのではなく、発見される法であると言われる。法学的な説明は通常ここで終わるが、歴史学的には、さらに、この感覚を、神法から宗教性を除去した「人法」とみることもできるだろう。

a. 法理への関心

イギリスの法の学は、裁判例および制定法を、現行法の法理の源泉すなわち法源として扱ってきた。ここから、伝統的に、法学部では、歴史研究としてではなく、現行法研究として、過去の法理への関心が強い。

b. 制度への関心

制度は時とともに自然に発生・消滅するか、制定法をもって創設・廃止されるものであるから、それ自体歴史的な存在として理解される。このため、現行法研究者は、通常、すでに廃止ないし消滅した過去の制度には関心を向けない。過去の制度は、主に歴史研究者の関心の対象である。**j*

**j* 歴史研究として過去の制度を扱うとき、法務史料は、個別の事態の情報源として機能することができる。理論ではなく事態を記述する度合いが高いだけに、この種の分析のためには、抽象度が高い年書記事よりも、具体度が高い裁判記録等のほうが適合的だと考えられる。年書に比べて、裁判記録等に現れてくる法概念は、より簡易で近づきやすい面があり、この点でも、制度史研究は、歴史研究との対応度が高いとは言えるかもしれない。

ただし、事例から制度を推認する際には、それが個別具体的に、すなわち一回的に、存在したと認定できる「事実」であるというだけでは不十分で、それが例外的事態ではなく一般的事態であること、すなわち、反復的に生起する事態でありうることを、統計的に実証するか、推論的に論証するか、あるいは両者を併用して推認を裏づけるかの作業過程をはさむ必要がある。史料からの実証に力点を置く訓練を受けている歴史研究者は、往々にして、この点を見おとしないし軽視する傾向があるようにも感じられるが、これは警戒すべきだろう。

・主要な史料

法理に関する情報源として優れているのは、おもに訴答の際の論述と法廷での議論を記載している年書である。このためか、法学的アプローチに立つ法理研究者は、ほとんど、年書と、間欠的にあらわれた法書のみを情報源として採用して作業している。

制度に関する情報源として優れているのは、裁判所活動全般を記す裁判記録集および関連する記録集である。しかしこれは、可能性としてそうだというだけで、裁判記録集を利用して制度史を考察する手法が、歴史研究者のあいだに普及しているとは、とても言えない。年書を扱う法理研究は法学者がほとんど独占してきたが、歴史研究者が裁判記録集を

扱う制度史研究を営んできたかといえ、これまでそうした研究で一定のまとまりを持つ研究はなかった、というのが正確なところである。

3. ふたつの史料

以上の前提に立って、改めてコモン・ロー史／コモン・ロー裁判制度史のふたつの史料を、同時代的な史料理解の観点から整理すると、つぎのようなことが言えるかと思う。^{*k}
^{*k} これら史料は、現在でこそ史料だが、同時代的には、それぞれ性格が異なる法務文書だったものであり、したがって、現在の利害関心にもとづいて現在と近未来をコントロールするための文書だったこと、換言すれば、過去を過去として知り、あるいは回顧することを目的とする文献ではなかったことに留意する必要がある。

・作成のかたち

a. 裁判記録集

公記録として、王の機関である各裁判所の責任で作成された。中央の裁判所においては、保管も各裁判所が行った。地方の裁判所の記録は、おそらく、作成の都度ではなく、ある程度のまとまりをもってだろうが、中央に搬送され、系列の裁判所あるいは大法官府で保管されたと思われる。

残存記録の収録形態からして、中央の裁判所の記録は、開廷期の裁判所の活動と多少のずれをもって、すなわち、裁判所活動を同時並行的に記した断簡文書が、ある程度たまってから、裁判所所属の書記（法廷で活動していない書記）に渡され、おおまかにシェリフ管区ごとに整理されてから、後に記録集に綴じ合わされるはずの羊皮紙に、浄書転写されていったと推測される。この作業は、開廷期ごとに数回反復されたい。^{*l}

^{*l} 推測の根拠として、つぎの経験的観察を挙げることができる。すなわち、王の治世による多少の差はあるが、いずれの中央裁判所でも、各シェリフ管区にかかわる記事は、近隣ごとにまとめられて、ほぼ同じブロック編成となっている。記録集では、このブロック編成が、3回ないし4回にわたって出現してくる。さらに、後になるほど、このブロック編成が多少の幅で崩れてくる。ここから、最初にある程度まとまった断簡群が分類されて多数の者が一斉に転写浄書作業に入り、裁判所の活動が少なくなるほど、この分類に属する記事数が少なくなったと推測される。おそらく、転写浄書にあたる書記数そのものが減り、ここから外れた書記は、裁判所令状や訴訟当事者の求めによる有料の複写文書作成などの、他の作業にあたったのだろう。

王が一方当事者である裁判記録にあたる、王座裁判所刑事編（直訳すれば「王」編）の記録集は、羊皮紙番号が付されるのみだが、臣民相互間の訴訟を記載する王座裁判所民事編（直訳すれば「首席裁判官」編）と、人民訴訟裁判所記録集には、羊皮紙の各葉に（一裁判記録が数葉にわたる場合は最初の羊皮紙に）これを記入した書記の自署と思われる人名が記載されている（通常は姓のみ）。^{*m}

^{*m} おそらくその目的は、こうして、各開廷期ごとに、書記別の浄書枚数を計上し、これに応じて—ある程度書記としての経験年数などの内部的な位置づけによる傾斜はあったかもしれないが—有料の複写作成収益など給与外の書記収入を分配することにより、

記載についての責任の所在を明示することではなかったと推測している。

このようにして、おそらく閉廷期にかけて作成された記録集は、開廷期ごとにまとめられ、おそらく、綴じ合わされる段階になって、下端に通し番号が振られて、表皮製の、ケースを兼ねた表紙と合体するように綴じられ、開廷期ごとに一卷の記録集に作成された。当時から「巻物 *rotulus, roll*」と呼ばれていたが、実際の形態は、上端を重ねて綴じ合わせた、大福帳形式の冊子体で、表面と裏面で記事が連続するかたちで作成されている（記事は表裏面とも上端から下端に向けて記入される。すなわち、表裏面は上下を返すのではなく、左右を返すかたちで記入された）。これは「財務府方式」と呼ばれる綴じ方で、この綴じ方ができるのは、活動期と非活動期が明確に区別でき、したがって活動期ごとにまとまった、間欠的な記録作成が可能な機関の記録に限られる*_n。

*_n これに対して、大法官府を代表とする、常時活動している政府機関は、非活動期がないため、記録作成に区切りをつけるのは王の治世年の変わり目だけとなる。必然的に、浄書転載は、機関の活動とほぼ並行して行われるため、使用される羊皮紙は随時下端に上端を縫い合わせるかたちになり、全体は巻物すなわち卷子体となる。このため、表裏面に連続した記事が記入されることは不可能で、「大法官府方式」と呼ばれるこの形態では、表面に記載すべき種類の記事と、裏面に記載すべき種類の記事を分けることができる。この分類は、開封書状録よりも封緘書状録のほうにより顕著ではあるが、開封書状録でも、おおまかな分類傾向は認められる。

ただし、記載事項の種類によって予め数種類の卷子を予定しておくこと、および、卷子が一定の大きさに達したら新たに別の卷子を作り始めることは可能だった。実際に、大法官府には名称が異なるさまざまな記録集があり、また、記録集ごとに、治世年に数巻にわたる記録が残っていることがある。これらは、卷子が一定の大きさに達したところで改めて作り始められる場合と、治世初年度など、歴大な記事の記載が予測される場合には予め複数の卷子を作る用意をする場合があった。

b. 年書

中央のコモン・ロー裁判所の法廷での議論の筆記録で、まったくの私家文書として作成され、流布した。正式記録としての公証力を持たないことはもちろん、作成について責任を負う者も、内容の正確さについての保証をする立場の者もない。法的な属性は、個人作成にかかる備忘録でしかない。編集の体系性も強いものではなく、名称とは異なり、法的な年度（王の治世年）ごとに編集されているわけでもない。

にもかかわらず、法について記述したものとして、その内容に信頼が厚かった理由は、ひとえに、その利用可能性にある。ロンドンの法曹学院 *Inns of court* に在籍中の法学生（ある程度コモン・ローが理解できる段階にあり、少なくともロー・フレンチを聞き取って筆記できる状態に達した者・法研修生 *apprentice at law* の後期にある者か）が、開廷中のコモン・ロー裁判を傍聴しながら（おそらくは立ったまま？あるいは記憶術にたよって記憶を刻みつけて、学院に戻ってから後に？）筆記した、裁判官や上級法廷弁護士（訴答人であったり、ただ陪席していたりする）をはじめ、法廷書記などもまじえて交わされる、訴答をめぐる論議の筆録として、いわば、生の本物の討論 *debate* から、弁論の手法と、そ

の際に依拠すべき議論（：屁理屈のコネ方と、有効な説得・論駁方法）を学ぶ、生きた素材として、法研修生のあいだで、筆写によって流布していたことはたしかである。

・保管のかたち

a. 裁判記録集

裁判記録集の保管は、すくなくとも相当の期間は、裁判所付属施設など取り出しやすい場所で行われたと推測される。中世について、王座裁判所および議会の記録集を、王の一時的首府移転に伴って搬送するための、多数の荷駄馬を徴発する王の書状が開封書状録に残っている。人民訴訟裁判所は移動しない裁判所だったから、記録参照のための搬送の必要は生じなかった。現在まで残存している記録集の数と、それらがカバーする時間の幅は、一時的に参照が必要な可能性がある時間の幅を、はるかに上回っており（一年四開廷期について、保管がはじまって以降欠損はない）、ものによっては保存状況がかなり悪いものもあるから、相当程度の時間が経過したものは、条件の良くない場所に、いわば、放り込まれていたものと推測される。

19世紀に、現在の国立文書館（TNA, The National Archives）の前身である公文書館（PRO, Public Record Office）が設立された際、ほとんどの訴訟記録集が、かつて王座裁判所付属礼拝堂だった施設に、劣悪な状態で詰め込まれていたという情報がある。これが最初から保管場所だったのか、一時的にロンドン塔に保管されたものもあったのかは、諸説があって定かでない。

b. 年書

私家文書である年書には、作成について制度的な限定も限界もなかったのと同様、その保管についても制度的な限定はない。これは、換言すれば、残存する年書について、そのオリジナリティや正確さを保証するものはないということである。正確には、年書は、保管されたのではなく、所持され活用されたのであり、実用を前提にして流布の度合いを推測すると、残存しているのはごく一部にすぎないと推測されるとはいえ、少なからぬ数が残存しているのは、嚴重に保管されたからではなく、活用可能性のゆえに複製され、それぞれが大切にされたからだと考えられる。

年書の史料（むしろ資料）としての重要性は、作成当初と同じく、その情報内容にある。それがそもそもの原本であるかどうか、すなわち、モノとしてのオリジナリティは、情報源としての性格からすれば、重要な問題ではない。これを史料としての弱点と考えることは可能だが、すくなくとも法理史の研究者は、そういう姿勢はとってこなかった。

文献の作成目的からして、年書に求められる「正確さ」は、法理の伝達における正確さである。これはむしろ、筆写の際の加工によって高められることがありうる類の正確さであるから、そもそも、年書については、法理研究の情報源としての価値と、歴史研究の情報源としての価値のあいだに、ずれがあることになる。

ある版の年書について、あるいはすべての年書収録情報について、より古いかたちの情報を再構成することは不可能ではないだろう。複数の種類の年書の写本が複数伝来しており、さらに、それらをもとに、場合によっては複数の年書から、作成された摘要についても、同じことが言えるため、史料批判の方法によって、より古いかたちの年書記事の再構

成を試みることは可能である。しかし、年書の主要な活用方法は、現在でも、過去の法理を、生成発展を含めて、知る手がかりとすることだから、版により情報内容に差異が認められるとしても、「よりオリジナルに近い文書の再構成」が必要だという認識は、法理研究に集中する度合いを問わず、法史研究者のあいだには、ほとんどないと言って良い。

・分布のかたち

a. 裁判記録集

裁判記録は、政府が作成に責任と権限を持つ公文書であるから、全体の複製はありえない。活用目的が限定された、特定裁判記録の複写がありうるだけであり、複写は、必要な場合に、正式記録記載事項であることを呈示する目的で請求された。ここから、他の王の記録と同様、正式記録からの複製であることを公的に認証する文言が記入されて交付されたと考えて良い。

b. 年書

法研修生のすくなくとも一部は、のちに上級法廷弁護士を経て裁判官となったから、研修生時代の年書の知識とこれにもとづく訓練が、法廷で活かされていったのはまちがいない。しかし、年書の記事内容を見ると、法曹が活用している法廷論議の知識は、研修生時代に修得したもので終わっているのではなく、その後の裁判例における議論も援用されているようである。ここから、おそらく、法曹学院修了後も、法曹は、なんらかのかたちで年書に触れ、おそらくその写しを所持していたと推測される。すなわち、年書の利用は、研修過程に限定されるものではなかった。

要するに、年書は私家版の情報集であるから、複製の作成の障碍となるものはなかった。ただし、とりわけ印刷術出現以前、複製を入手・所持することが容易だったかどうかは、これとは別の問題である。

現在でも各地の弁護士会が必ず判例集を所蔵しているように、すくなくとも、四大法曹学院が所蔵する年書は、在籍する研修生のみならず、実務に就いても終身在籍権に近い会員権を持つ法曹にとって、重要な「参考資料室」としての機能を果たしたと考えられる。

各裁判所が年書を備えていたかどうかについては、これまでのところ、まったく情報がない。そもそもこれまで、そのような問いを考えついた研究者がいなかった。手がかりとなる情報は、どこかには、あるのかもしれない。

・同時代の活用

半ば再述になるが、同時代的な文書活用形態は、それぞれ、以下のようなものだったと推測される。

a. 裁判記録集

ひとたび作成されれば、裁判記録の目的は、法的事実を保存することであり、したがって、必要が生じなければ、利用は生じない。裁判記録に限らず、なんらかの理由で後に参照する必要が生じた場合に、公証力がある参照が可能であることが、正式記録の活用価値だった。

ただし、個々の記録集は、開廷期ごとに綴じ合わされれば、作成が完了して、以後は保

管されるだけのものではなかった。それは、審理が始まって、裁判は、一開廷期に完了するほど迅速には進行しなかったためである。*o

*o 裁判記録集および裁判関連の記録集を見ると、当時の感覚では、提訴・起訴もしくは重罪私訴があっても、相手方、すなわち、被告もしくは被告人が出廷してきて主張を陳述するまで（伝統的に、日本の法は、原告の主張を「訴」、被告の主張を「陳」と、明確に区別していたが、日本の英米法学は、伝統的に、いずれも、「訴答」と呼んできている）、つまり、双方当事者が互いに主張を闘わせるようになるまで、裁判が始まるとは観念されていなかったように思われる。これは、訴えの受理をもって訴訟が始まると考える、近代の裁判制度とのおおきな違いである。

このことに起因するつぎの状況は、作成に含めるか、保管に含めるか、活用に含めるかがむずかしいが、とりあえず、一旦冊子体に作成された記録集が「取り出される」場面として、ここで扱っておく。これは、一旦かたちが仕上げられるという意味での物理的な「作成」からすると例外的だが、訴訟進行と記録の対応という意味での、実質的な記録作成の角度からは、決して例外ではなく、むしろ原則であるありかただった。

一開廷期の手続は、極端な例外を別にして、どうてい、訴えがあった開廷期に相手方が出廷し、訴答の応酬が終わって争点決定に至り、これをもとに陪審が出廷して評決を出し、さらにこれをもとに判決が下されるには至らなかった。ひとつの訴訟の時間的過程は、最低でも二開廷期にまたがり、通常は三～四開廷期にまたがっていた。裁判所による次回出廷開廷期指定や陪審召喚は、ときに、あいだの開廷期を飛ばすこともあったから、仮に判決まで至ったとして、提訴から判決まで、短くても一年から一年半ほどはかかったようである。

この間の裁判関連記事は、被告もしくは被告人召喚手続は、開廷期ごとの記録集に、別々に一往々にして一開廷期に二回一記入されるが、一件記録の作成がはじまったのは、訴えられた者すなわち民事の被告、刑事の被告人が出廷して、審理が始まった開廷期になってからだった。このときに、改めて、提訴の内容すなわち訴状あるいは口頭の訴え、ないし正式起訴状が転記されて、これに続けて、審理過程の記録が書き継がれていった。往々にして、最初の開廷期における、一件記録の作成開始の際の記載は、あとに余白を残したかたちになり、ここに、次期以降の開廷期の審理記録が、遡って記録集を取り出ながら、記入されていく。

後からの書き込みであって、同時の浄書でないことは、インクの色・字体・字の大きさ・余白の使い方、縫いつけによる羊皮紙の追加等々から十分推測できる。訴答が長文になることが予測される案件の場合、予め複数葉の白紙が綴じ込んであることも珍しくない。

しかしそれでも、予測よりも長大な記事を記入する必要があつて余白が足りないとか、あるいは、間が空きすぎて、審理開始の開廷期の記録集を取り出すのに手間がかかったと推測されるような場合には、後の開廷期に、改めて、続きの記事が一通常はなんら断りもなく一記載されることになる。同一開廷期についての記入中に余白が不足する場合には、往々にして、既存の羊皮紙にさらに別の羊皮紙を縫いつける（これをめくらないと下になった以前の記事は読めないことになる）という手法が採られた。

これを要するに、ある開廷期の記録集が、完全に保管だけを目的にする状態になるまで

には、すくなくとも数年の時間が必要だったということになる。

b. 年書

年書の作成目的は、情報源としての利用であるから、これが活用されたのは当然である。作成にあたったのはおもに法研修生だったと考えられるところから、通常は、学習目的での作成と利用が第一に挙げられるが、上述のとおり、現に活動している法曹も、おそらく年書記事を参照し、主要なものは暗記してさえいたと推認される。したがって、法理史において、年書の活用者として第一に想定すべきは、学習過程にある法研修生ではなく、現役法曹である。

しかし、現役法曹による年書活用の第一の目的は、おそらく、学術的な法理研究ではなく、審理過程における訴答の応酬と争点決定をみずからの（正確にはそのときどきの依頼人の）利害関心に有利な方向に導くことにあった。先例の引用は、中世後期にすでに認められるが、これは基本的に、弁論に厚みを与えることに目的があり、法理の収斂ないし峻別による発展をめざすものではなく、先例の引用のルールはなかったと推測される。

ただし、相手方訴答人のみならず、陪席する法曹まで含めた法廷論議において、訴訟類型に応じて許容され、あるいは求められる訴答のかたちが明らかになっていき、この枠を越える弁論は非難されあるいは拒絶されるという、実体法理よりも手続準則を優位に置くかたちでの法理論の収斂は認められるように思われる。

年書記載の情報は、おそらく、ルールとして拘束的にはたらいたのではなかった。年書が準則書として利用されたのであれば、法理の発展ないし飛躍は認められにくくなるが、中世後期から近世初期は、コモン・ロー法理が、一方で精緻化するとともに、他方で多様化した時期にあたる。こうした状況下での年書の活用は、記載内容に拘束されるかたちで進んだのではなく、みずからの弁論（ないし詭弁）に都合が良い箔づけを見出すための情報源としての利用が優位にあり、法廷論議の蓄積によって確立してくる法理の限界を知ること、おそらく、そのつぎに位置する活用形態だったのではないかと推測される。

4. 史料としての活用：今後の可能性？

a. 現時点の研究のありかた

1 法理研究

現行法研究の一端としての過去の法理の研究は、現行法の法概念に大きく規定される部分があるため、法学の訓練を受けていない者には扱いにくい部分があり、従来、前近代も含めて、法理研究は、法学研究者が主に従事する分野だった。ただし、原則として現行法との関連が薄い前近代法に関心を向ける研究者は、決して多くない。

しかし近年、文学部（歴史学部）で研究生生活を始めた研究者のなかにも、裁判記録その他の法務史料を主要な素材とする研究者（P. ブランド、S. ペイリングなど）が出ている。ただし、彼らの研究が、ほとんど年書素材のない、中世の早い時代であるか、中世後期でも、年書ではなく私家文書としての法務史料を用いるかに限定されていることもたしかである。おそらくその最大の理由は、年書が、法曹が実際の議論に用いた相当専門的な法律フランス語、すなわちロー・フレンチ^{*p}で書かれていることにあると思われる。

*p 法務用語としてのロー・フレンチが、典型的な法務文書作成という定型レベルと、法曹による口頭の議論という活用レベルでは、当時でさえ、相当に難易度が異なるものだったことは、否定できないように思われる。

2 制度研究

過去の制度は、自然発生的に存在・変容・衰滅することがあるから、これを認識するには、たとえば制度創成の制定法だけに頼るわけにはいかない。むしろ、制度創成を宣言している制定法の内容が、政権担当者の政策的願望を示すにとどまり、実際には当該の制度が実施されもしくは機能するには至らなかった可能性も視野にいられた分析が必要になる。このためには、ある程度まで、法的な基準に達したと認められる制度と、社会的慣行にとどまると思われるしくみとを見分ける感覚が必要であると思われる*q。

*q この感覚の必要性と、法的制度と社会的機構が、それぞれ異なる水準で「制度」と呼ばれる慣用的語法とは、両立する。すなわち、峻別度の高いレベルでの感覚にもとづく用法と、包摂度の高い通常用語法とのあいだに、直接の対応関係を認めるべきではない。

・コモン・ロー史料の扱い

基本的に、上述のとおり、法理の情報源として扱うか、制度の情報源として扱うかの違いが認められる。ただし、すくなくとも現時点では、歴史学者のあいだに、法務史料であることを度外視した、社会生活の情報源にとどまる扱いもみられる。

a. 歴史研究者のスタンス

コモン・ロー史料に接する歴史学者のスタンスは、そのときどきの歴史学研究的趨勢、および各研究者の関心に由来する、法学者に比べてより自由度の高いものであるように思われる。これは、法学者にはなかなか考えつかない法務史料の活用の可能性を拓くものとして、評価できるスタンスである。

しかし、歴史学者が法務史料を情報源として扱う際、ときに、法務史料であることを捨象するあまり、法務史料にほとんど不可避的に付随する、ある問題性を無視する姿勢をとってしまう危険がある。すなわち、法務史料に記載されている「ことがら」の叙述は、事実そのものの叙述ではなく、当事者の利害関心に起因する特定の目的に規定された「意識的に再構成された事実」の叙述にとどまる、という属性を意識せずに、客観的事実の叙述であるかのように扱う姿勢である。この危険の度合いは、記録ないし証書などに高く、年書にはそれほど高くない。

その理由は、法理という特定の領域の法史研究者しか年書を扱わず、歴史研究者がこれまでほとんど年書を利用してこなかったからではない。年書の記事は、そもそも当事者の氏名も、事案の背景も捨象して記述されていることが多いから、「事実」の叙述と読まれる危険度がむしろ低いからである。他方、近時ますます歴史学者が利用するようになってきた、公記録をはじめとする法務文書は、たとえば正式記録になっている場合、それが、法的に事実とみなされる法律行為の出発点として確実な機能性を担い得るということと、記事内容が社会的に生じた実際のできごとを反映しているということとは同断ではない、ということ十分に意識したうえで利用する必要がある。*r

*r それはいわば、年代記や風刺文学などのいわゆる叙述史料 *narratives* が、筆記者の価値観

なり主張なり利害関心による事実の強調・歪曲・捏造を含みうることへの警戒を怠ってはならないことに対応するものである。過去の文書の内容を直ちに事実として鵜呑みにしてはならないことは、正式記録を含めた法務文書も、叙述史料も、基本的には変わらない。

法務史料は、通常、当事者のみならず関係者にも「法的に再構成された事実理解」を呈示することを目的に作成されたものである。その意味で、叙述史料とは異なり、発信ないし独語に終始する単方向性のものではないという側面を持つ。けれども、法務史料についても、史料記載事項を鵜呑みに事実と理解する姿勢が、ある種の危険を伴うことを常に意識しておく必要がある。

この危険を回避し、法務史料に付随する「真摯な虚構性」とでもいうべきものを看破したうえで、過去の社会生活の情報源として利用するためには、当該法務史料の性格、すなわち目的に由来する偏向性と、当該法務史料の環境、すなわち作成および伝来の社会的コンテクストを理解する必要がある。このためには、ある程度まで、法史の専門的知識が必要になることは否めない。^{*s}

^{*s} もちろん、とりわけ、特定の法務史料の環境の把握のためには、法史のみならず、政治史、経済史、宗教史、社会文化史から、特定の人および集団についての歴史的情報まで、広範な知識が必要になる。この意味では、法学者も歴史学者も、法史が特殊法学的な領域ではなく、多様な歴史学研究領域の一部であること一まちがいなく一部を構成すると同時に、あくまでも一部にとどまること一を、現在よりもより強く認識すべきだと言えるかもしれない。

b. 法研究者のスタンス

同じ観点から見て問題が多いのは、実は、歴史学者のスタンスよりも、むしろ、法学者のスタンスであると言えるかもしれない。

法学者にとって、現行法制の法理の由来としての過去の法理を知ることが、それ自体で価値があることである。この場合、その関心は、必ずしも純然たる歴史的関心ではないかもしれない。現在のために過去を知ろうとすることと、過去のために過去を知ろうとすること一それによって間接的に現在を考えることができるにもせよ一とのあいだには、時に、越えることが困難なまでの懸隔がある。^{*t}

^{*t} 法学者のなかには、時の経過によることからの推移・変遷・転換の連続性に対する感覚が希薄で、一方ではある程度まで遡る一往々にして短期的な一時間の幅を現在に収斂させて捉え、他方ではそれ以前は現在とは関わりのない「異物としての過去」と捉えて視野から外す感覚を持つ人がすくなくない。この傾向は、現行法学者により強く認められるが、法的感覚の強い法史研究者のなかにも、この傾向を持つ人がいる。この傾向が孕む危険性は、現行法研究よりも、法史研究のほうに、はるかに強く現れてくる。

法理研究を焦点とするイギリス法史研究者は、日本のみならずイギリスにおいても決して多くない。関心の起点が、往々にして近代法の起源の把握にあることそれ自体は、歴史研究としても不適切であるとは言えない。しかし、法理史の研究者が陥りやすい最大の問

題点は、法学ないし法理の枠内にとどまる—ときによっては閉じこもる—ことに疑問を感じる感覚を持たないか、失うことであると言えるように思う。

それは、法の環境としての社会を、視野から外してしまうことにつながるが、法の環境を捨象した法の情報は、現行法制についてのものであれ、過去の法制についてのものであれ、ごく限られた範囲でしか受容も理解もされない、共有と活用の可能性が低いものに陥ってしまう危険がある。当該情報の修得に、高度に専門的な知識と、訓練された推論能力が必要であるだけに、この状況は、歴史学研究全体にとって、かなりの損失につながると考えられる。^{*u}

^{*u} 法は、例外的に歴史研究の対象となる場合を除き、基本的に各時点の現在と近未来を視野に入れて考察される現象である。この感覚を持ったまま、法学ないし法理の枠内に留まって過去の法史を分析しようとするとき、法史研究者は、往々にして、当該法理を現行法の感覚で捉え、過去の社会でその法理を取り巻いていた各種の環境を捨象して、より観念的な、抽象度の高いかたちで史料を読んでいることに気づかない。抽象度が高いということは、ある面では高尚でもあり、また、法理を突き詰めて考察する際には必要なことでもあるが、そこにとどまって、考察の成果を過去の社会の諸種の環境に再度戻して、一端突き詰めた考察の、過去の社会の現実との適合あるいは対応度の限界を見極めることを怠ると、当該の考察が、高度に理論的ではあるが、歴史的には妥当性が低いものとなる危険がある。

法史研究が、イギリスの *legal history* の伝統のように、現行法のより深い理解を目的とする場合には、このスタンスはある程度まで適切なものだと言えようが、そもそもイギリス法を用いない現在の社会に生きる日本の研究者が、この点で無反省にイギリスの *legal history* の伝統に適応しすぎることは、研究の成果が厳密な意味で歴史学適合性を欠くことになりかねない危険を伴うと言えるように思う。

・史料活用の問題点

現時点では、歴史学者のスタンスと、法学者のスタンスのそれぞれに、限界と問題性があると考えられる。このため、将来的には、いずれの側から出発するにせよ、それぞれ、異なるスタンスのメリットを摂取し、みずからの側の問題性を自覚した研究方法を、開発・取得する研究者が出ることが望まれる。しかし現状では、上記のようなスタンスの違いから、どうしても、主に利用する史料に違いが出ることは否めない。

a. 裁判記録集

裁判記録集 *Plea Rolls* は、厳密には裁判の記録の集成ではなく、裁判所の活動記録である。この点でたとえば現行の日本の裁判記録の編成のかたちとは大きく異なっている。^{*v}

^{*v} 現行の日本の裁判記録の編成のしかた自体、近代日本法が継受したヨーロッパ大陸法の影響を受けたものか、あるいは、江戸時代の裁判記録の作形成態の影響を受けたものかを、再度検証する必要があるように思う。

裁判記録集の活用にかかわる最大の問題点は、そもそも、法理史研究者だけでなく歴史

研究者も、これを利用してこなかったという点にある。裁判関連記録集は、裁判所の活動記録集として読めば、制度史のきわめて重要な史料となると考えられるが、訴訟の審理判決以外のどのような情報が含まれているのか、知るひとがそもそも少ない。報告者は、誰にも教わるができないので、手探りで記録集を読みながらいろいろ考えている状態である。*w

*w 一部の政治社会史研究者のあいだに、起訴記録集のみを使って、「犯罪」から社会の政治と文化を読み取ることが、おおいにはやったことがある。しかしこれは、何重もの意味で、おそらく、決定的に誤った利用方法である。第一に、正式起訴の土台となっているのは、紛争当事者の一方が、片面的に書いて提出した訴状だから、これが客観的事実を反映している可能性は、まず、ない。第二に、起訴や提訴に名前の出てくる人物が、当該の紛争にかかわる主要な人物であるという保証は、どこにもない。おそらく、ひとが個人であるだけで最低限の生存が保証されるしくみは、近代後期以降の国家体制の整備のもとではじめて可能性が出てきたものだから、そもそも、地縁や人縁や血縁などの多元的多層的なネットワークのなかで、しがらみに絡み取られながらコネを利用して生きていくしかなかった、中世後期のイングランドは、たとえば現在の日本に比べて、おそらく、「代理戦争」としての訴訟の可能性もかなりある社会だった。そのうえ、ひとの社会生活に占めるコネの比重が大きいということは、コネの軽重に恒常性がないということである。

おなじく一時、イギリスの中世史研究者の間で、異様なほどに、あらゆる文書史料から、ひととひとのかかわりを、無理矢理に二元的対立の構図に押し込んで捉える手法で、いわば、社会のそここにミニ冷戦世界があったかのようにして相関図を描き出す見方がはやった。これはそもそも、一定の時間的な幅でひとの社会生活を捉える場合、おとなの世界ではあり得ない、極端に乱暴な相関図で人間関係を色分けする手法である。友達の友達はず友達の友達は必ず友達の友達は必ず敵で、敵の敵は必ず友達だとは言いきれない、というのが社会生活から得られる実感であるはずで、この図式の杜撰さは、歴史の知識でなく常識で考えただけで一目瞭然なのである。これがなぜか廃ってきた理由は不明である。イギリスの歴史研究者が常識に目覚めたからでもないだろう。日本にも一部、依然この手法の影響を受けている研究者がいるように思われる。これら研究者がこの手法を去るときは、是非、理由を明確に示してほしいと思っている。本国ではやらなくなったからというのは理由にならないだろう。

b. 年書

年書は、上述のボストン大学のウェブサイトの出現まで、きわめて利用しにくい分布状況にあった。そのため、法理史研究者であつてさえ、年書よりも、歴史的には間欠的にしか出てこない法書に頼るか、例外的に接触可能な年書に頼るしかなかった。史料活用環境が限定されていたため、ロンドンの四大法曹学院の図書室に対するアクセサビリティと、ロー・フレンチの解読能力を備えた、間欠的に出現してくるイギリスの法学部系の法史研究者（ブラクトン・ホールズワースの後にはベイカーまで間が空くかもしれない）など、ごく少数の研究者しか、年書を十分活用できかつ読みこなせる環境にはなかったと言える。

しかし、摘要ながら、中世の年書については、検索機能付きで利用できる上述のウェブ

サイトがあるようになった現在（摘要を越えて史料全文を見たい場合には、ウェブサイトに掲載されている、残存年書の全世界的分布を参照して、当該箇所の記事を入手することが可能である）、年書利用の客観的環境は飛躍的に改善されたと言える。現時点での年書利用にかかわる問題は、利用者の主観的環境、すなわち、研究者のロー・フレンチ解読能力の開発の必要性だろう。

ロー・フレンチは、ヴィクトリア朝の司法・行政改革によって、現行司法・行政制度の用語ではなくなったため、これを教授する実用向けの講座はもはや存在しない。一部の法史研究者が、独学で修得し、さらにその一部が、講義できるまでのレベルに達しているにすぎない。第一人者であるベイカーが手がけた、辞書というよりはむしろ用語集 *Manual of Law French* は、第二版まで出たが、現在は絶版の状況である。おそらく、ウェブの、アングロ・フレンチ辞書が、ある程度まで助けになり、さらに、中世フランス語辞典と、中世ラテン語・中世英語辞典が補いになるだけだろう。

しかしこの困難は、例外的なほど利用者が少ない言語を用いる歴史研究には、常につきものの障碍であるにすぎないから、原則として自学自習で必要な能力を身につけるしかない。ある程度までなら、それは不可能ではない。

なお、上記ボストン大学のウェブサイトは、おそらくこの限界性を見越して、すくなくとも摘要作成者サインが重要だと考えたポイントは、英語で書かれている。ただし、実際に利用した印象では、部分的に転載されているロー・フレンチの抜粋のほうが、重要な情報源となることも多いようである。

・将来の可能性？

法学的アプローチと歴史学的アプローチ：選択か所与か

事実として存在してきた、法学系と歴史学系のアプローチの、人的な懸隔、つまり学部教育によって、その後の研究の方向性が固まってしまう状況は、克服できないのだろうか。イギリスでも日本でも、このふたつのアプローチがあることの最大の問題点は、それらが、選択枝として存在するのではなく所与として起動してしまう点にあるように思われる。

日本についてだけ考えてみる。日本には一点だけ、イギリスと決定的に異なる事情があるからである。すなわち、日本法は、これだけ合衆国法の影響を受けていてもなお、イギリス法系の法ではない。

すくなくとも、コモン・ロー史を法理史として捉えるでさえ、現在の日本のイギリス法史研究者は、まず、決して低くないハードルをいくつも越えなければならない。制度史となればなおさらである。

法学部卒業の段階で、法史研究者のタマゴは、外国語学習も、歴史的感覚も、ほとんど重視されない環境で大学教育を受けて、基本的な素養として、大陸法系の法である現行日本法の知識しかない状態にある。現行英米法の概括的な知識は、イギリス法史研究には、基礎的感覚という点でしか役に立たないだろう。英米法といえば米法だ、というのが常識のいまどきの法学部では、現在のイギリスという国についても、ほとんど聞くことはない。その国の歴史に至っては言わずもがなである。

優等生だった法学部生が、法史を専攻するとき、法理史の枠内に閉じこもるにはそれだけの原因があるだろう。大学院に入る時点では、法理に対する感覚はあっても、ロー・フレンチはおろか、ラテン語も、中世英語も、まったく知らない。法理史研究は、ある程度まで学者のラテン語で書かれたいくつかの法書が読めれば、やれないものでもない（ようでもある）。

イギリス史の知識を持ち、中世ラテン語を扱えるようになり、あわせてロー・フレンチのハードルを越え、必要なら中世英語も読むことの困難さは、予告されれば尻込みするほどのものであるかもしれない。しかし、困難の程度を知らないことは、始めるときと続けるときには、存外に強みになる。そもそも歴史についての感覚と知識という意味での素養がある歴史学科卒業生は、たとえイギリス法史に挑むにせよ、通常の法学部卒業生よりは半分以上強みを持っていると言えないだろうか。イギリス史を専攻しようと思うからにはイギリスの歴史について何かを知っているわけだ。歴史学科の大学院生は、すくなくとも片手に、イギリス史の知識と、もしかしたら初歩のラテン語を持っている。しかも、イギリス法史研究には現行日本法全般をおさえるほどの法学知識は必要ない。

同じ時間枠を与えられたら、コモン・ロー史／コモン・ロー裁判制度史のふたつの史料を使いこなし、将来的には、年書記載の事件と、訴訟記録集上の具体的な箇所との対応関係を発見できるようになる可能性は、法史研究者（のタマゴ）よりもむしろ、歴史学研究者（のタマゴ）のほうが高いと、わたしは思う。たとえ、イギリスで教育を受けていなくても。あるいはむしろ、イギリスの大学の法学部の卒業生でないから、なおさらに。

イギリスの大学でイギリスの歴史に触れ、日常生活でもイギリスの法のもとに生きてきたイギリスの歴史研究者に、なぜそれができなかったか。悪く言えば怠け者なのだろうが、イギリスでも、法学部と文学部（歴史学部）の間の連絡交流は極めて低調なようだ。ただしそれは、日本やドイツと違って、イギリスの文学部の大学院卒業生が、法学を実学として格下の—さらには下賤な—ものと捉えている（捉えたがる）ためである。

どちらにしても、難しいとか偉そうだとか、くだらないとか卑しいとか、そういう感覚にとどまって、この線を越えようとしないのは、どちら側からのアプローチするにしても、およそ学術的でない、ただの横着だと思われる。複数の辞書さえ使いながらラテン語を調べることができながら、日本語の英米法辞典を引くことを思いつかない歴史学系の大学院生は非常に多い。というより、繰り返し指摘しない限りそもそも思いつかない。理由は不明としか言いようがない。知らないことを知ろうとして、知りうる方法を模索するのは当然だからである。イギリス史を扱いながら、イギリス法がとりわけ「歴史的な法」であることを意識しないためだろうか。

法史研究者と歴史研究者は、両学部の、あるいは両学系の、かくも長く、かくもいわれのない懸隔を、これからも温存していくのだろうか。ひとつだけ明確に言えることがある。日本の中世イギリス法史の研究者の数と、日本の中世イギリス史の研究者の数は、比べものにならないほど、後者が多い。1:50? 1:100? 人数だけからみても、事態を変えることができそうなのは、歴史研究者のほうであるようなのだが。